

この規約は（以下「本規約」といいます。）は一般社団法人横須賀ジュニアゴルフ推進協会の「ジュニア会員」の地位に関する事項を定めたものです。

ジュニア会員規約

第一章 総則

第1条（定義）

本規約において使用する主な用語を、以下のとおり定義します。

- （１）「当協会」 一般社団法人横須賀ジュニアゴルフ推進協会
- （２）「ジュニア会員」 満18歳未満の男女で、当協会との会員契約を結んだ個人
- （３）「本サービス」 当協会がジュニア会員に対して提供する特典等のサービス

第2条（目的）

当協会は、ジュニアゴルフの更なる普及による子どもの健全な育成と家族の交流、地域の発展に寄与することを目的とし、ジュニア会員に本サービスを提供します。

第二章 ジュニア会員

第3条（会員制）

- 1 本サービスは会員制とします。
- 2 当協会が定める入会手続を完了したものをジュニア会員とします。
- 3 ジュニア会員は、当協会の正会員としての地位を有しないものとします。

第4条（入会資格）

ジュニア会員は、次の各号のすべてに適合する者に限ります。

- （１）満18歳未満であり、保護者の同意を得た者
- （２）本規約、その他当協会が定める規則を守れる者
- （２）健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない者
- （３）心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない者
- （４）妊娠されていない者
- （５）暴力団関係者でない者

第5条（入会契約の締結及び手続）

- 1 ジュニア会員の入会契約は、当協会が開設するWebサイト（以下「当協会Webサイト」といいます。）の入会手続フォームにおいて、本人の法定代理人（以下、「登録保護者」といいます。）が、本人を代理して申込みを行います。
- 2 登録保護者が前項に定める入会申込を行った後、所定の支払い期限までに第6条に定める年会費を支払うことにより、入会契約が締結されたものとします。

第6条（年会費の金額）

- 1 年会費；6000円
- 2 領収した年会費はいかなる事由（退会、除名、年齢が19歳に達したとき等）があっても返還しません。
- 3 第1項の金額は、本規約の改定手続により、増額又は減額することがあります。

第7条（届出内容変更手続等）

- 1 ジュニア会員は、入会申込書に記載した内容その他当協会に届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。当協会は、当該情報が不正確であることによってジュニア会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
- 2 ジュニア会員に対する通知・案内・広報等（以下「通知等」といいます。）の連絡

は、登録されたE-mailアドレスに宛てて、これを発することをもって、到達したものとみなします。書面をもって通知等をする場合は、登録された住所に宛てて、これを発することをもって、通常到達すべき時期に到達したものとみなします。

- 3 ジュニア会員に対する物品の配布は、登録された住所に宛てて、これを発することをもって、通常到達すべき時期に到達したものとみなします。
- 4 当協会が、予め当協会Webサイト上に、日時を定めて掲示する方法により告知を行った場合、ジュニア会員及び登録保護者は、遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。

第8条（会員の期間、更新、資格喪失）

- 1 ジュニア会員の契約期間は、年会費の決済完了月の初日から1年間とします。ただし、期間途中で満19歳を迎える場合は満19歳前日を終期とします。
- 2 契約期間の更新は契約期間の終期までに年会費の支払いを要します。期日までに年会費の支払いがない場合、期間満了により資格を喪失します。

第9条（退会）

- 1 ジュニア会員は契約期間中、いつでも退会申出手続を行うことにより、退会することができます。ただし、未払い料金がある場合、完納しなければ手続をすることはできません。
- 2 前項の退会申出手続は登録保護者により行うことを要します。

第10条（利用制限）

当協会は、ジュニア会員またはその保護者が次の各号のいずれかの行為を行ったことを確認した場合、当該ジュニア会員に対して、本サービスの利用を一部制限することができます。

- (1) 他のジュニア会員や当協会の会員及び従業員、並びに練習場のスタッフ等を誹謗・中傷する行為
- (2) 当協会の会員及び従業員、並びに練習場のスタッフ等の業務を妨げる行為
- (3) 他人に対する暴力、公共のマナー・道徳に反する行為
- (4) その他、本条各号に準じる行為

第11条（除名）

ジュニア会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当協会は当該会員を除名することができます。当該会員は除名について損害賠償の請求をおこなうことができません。

- (1) 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
- (2) 本規約・規則・その他当協会の定めた事項に反する行為があったとき
- (3) 当協会の名誉、信用を侵害し、又は他のジュニア会員との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき
- (4) 本サービスの利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどにより当協会及び従業員等関係者を著しく困惑せしめたとき
- (5) その他、ジュニア会員としての品位を損なうと認められた行為があったとき

第12条（ジュニア会員情報等の保護）

1 当協会は、ジュニア会員情報、その他、当協会が取得したジュニア会員にかかる個人情報（以下「ジュニア会員情報等」といいます。）については、次の利用目的に限って利用します。

- (1) ジュニア会員情報につき、ジュニア会員の入会手続。
- (2) ジュニア会員情報につき、ジュニア会員事業に関し、ジュニア会員に対して行う通知等及び物品の送付。
- (3) ジュニア会員を被保険者とするゴルファー保険の加入申込者にかかるジュニア会員情報等（加入申込に際して、提供を受けたジュニア会員情報以外のジュニア会員にかかる個人情報を含む。）につき、その加入申込手続（保険会社に対するジュ

- ニア会員情報等の提供を含む。)
- (4) ジュニア会員事業にかかる選手権の開催、運営に関し、参加申込者にかかるジュニア会員情報等(参加申込に際して、提供を受けたジュニア会員情報以外のジュニア会員にかかる個人情報、並びに選手権の競技結果にかかる情報を含む。)につき、参加資格の審査、参加申込者に対する選手権関係資料の送付、選手権に関する事項の照会・通知・連絡等、選手権の開催に際しての参加申込者にかかるジュニア会員情報等の公表、これらを保存のうえ、適宜の時期に、必要に応じての公表。
- 2 ジュニア会員情報等については、当協会が、当協会Webサイトにおいて明示する個人情報の取扱方法に従って、取扱います。

第13条(本規約の改定等)

- 1 本規約は、理事会の決議をもって、改定することができます。
- 2 本規約については、理事会の決議をもって、その規約を制定改廃することができます。
- 3 本規約に定めのない事項、本規約の規定の解釈に疑義を生じた事項については、理事会が決するところに従うものとします。

第14条(細則等)

本規約に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

第15条(発効)

本規約は2021年2月5日より発効します。

以上